

電子入札システムにおけるＩＣカードに関する注意事項

令和３年１月５日
今治市総務部契約課

えひめ電子入札共同システム（今治市）に利用者登録している情報（代表者や商号等）に変更がある場合は、ＩＣカードが失効となりそのまま使用すると不正使用となる場合があります。

利用者登録情報に変更がある場合は、直ちに「**建設工事及び物品購入等入札参加資格審査申請書変更届（今治市様式）**」を契約課へ提出した後、えひめ電子入札共同システム（今治市）において利用者登録情報を変更してください。

【注意事項】

- １ ＩＣカードの名義人である代表者又は受任者、商号、本社住所等のカード登録情報に変更が生じた時点でＩＣカードは失効となります。
- ２ 入札を行う権限のない方が所有するＩＣカードを用いて入札に参加すると、当該入札は無効となります。失効したＩＣカードの使用（入札を含む一切の操作）は不正使用に当たり、指名停止措置等の対象になる場合がありますのでご注意ください。
- ３ ＩＣカードの有効期限が終了していると電子入札に参加することができなくなりますので、証明書有効期限終了日を確認し、有効期限終了日前に必ずＩＣカード更新の手続きを行ってください。
- ４ 利用者登録の変更に際し、ＩＣカードが失効したため新ＩＣカードを発行後に利用者登録する場合、今治市が発行する登録番号・パスワード（各 10 桁）が必要となります。お持ちでない方は、「えひめ電子入札共同システム用登録番号等交付申請について」（契約課ホームページ掲載）をご覧ください、「えひめ電子入札共同システム用登録番号等交付申請書（今治市）」を提出してください。
- ５ えひめ電子入札共同システムにおける利用者登録の変更は、登録している自治体ごとに手続きが必要です。

詳しくは、「**今治市建設工事等電子入札運用基準**」（契約課ホームページ掲載）をご確認ください。

契約課工事契約係（電子入札について）ホームページアドレス

<https://www.city.imabari.ehime.jp/keiyaku/densinyusatu/>